

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水素を燃料とする燃料電池トラックについて、導入などに要する経費の一部を神戸市が国と協調して補助することにより、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向け、燃料電池トラックの普及を促進し、自動車から排出される二酸化炭素の排出削減を図ることを目的とする。神戸市燃料電池トラック普及促進補助金の交付については、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「自動車検査証」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証をいう。
- (2) 「燃料電池自動車」とは、四輪以上であって、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものは除く。
- (3) 「燃料電池トラック」とは、燃料電池自動車であって、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日付け自車第452号）に規定する貨物自動車等をいう。
- (4) 「使用の本拠の位置」とは、道路運送車両法第7条第5号に規定する使用の本拠の位置をいう。
- (5) 「初度登録」とは、道路運送車両法施行規則第35条の3第19号に規定する初度登録年月（軽自動車にあつては、初度検査年月）をいう。
- (6) 「リース契約」とは、第5条に規定する補助対象車両の所有者が貸主となって、当該自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該自動車を使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該自動車の使用料その他の費用（以下「リース料金」という。）を支払う契約をいう。
- (7) 「リース事業者」とは、リース契約その他市長がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、第5条に規定する補助対象車両の貸付等を行う者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、燃料電池トラックを購入又はリース契約等により導入（架装及び未使用車の改造を含む。）する事業とする。ただし、あらかじめ所有する使用過程車を改造し導入する場合は、補助対象事業に含まない。

2 前項に規定する事業により導入する台数は、当該年度（交付申請を行う年度）につき、一事業者又はリース契約等の借主となる一事業者あたり1台を上限とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第5条で規定する補助対象車両を導入する者であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 神戸市内に事業所等を有する法人。ただし、次のいずれかに該当する者は除外する。
- ア 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が 50%以上出資する法人
 - イ 自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類 3111 及び 3112 に分類される事業者）
 - ウ 自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類 5421 に分類される事業者）
 - エ 自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類 5911 及び 5912 に分類される事業者）
 - オ その他市長が特に不適当と認める者

- (2) 前号に対して貸出するために補助対象車両を購入するリース事業者。ただし、使用者への還元について、補助金相当額分がリース料金に反映されるリース事業者に限る。

2 前項に規定する補助対象者について、次の各号のいずれかに該当する者は除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (2) 前号に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある団体または個人
- (3) その他市長が特に不適当と認める者

（補助対象車両）

第 5 条 補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。

- (1) 当該年度 4 月 1 日から 11 月 30 日（土日祝日は、その前の開庁日）までに、燃料電池トラックの導入に係る費用について、環境省による補助金（間接補助を含む。）の交付決定を受けること。また、当該年度 3 月 25 日（土日祝日は、その前の開庁日）までに、同補助金の交付額の確定を受けること。
- (2) 初度登録から、神戸市内の次に掲げるいずれかの場所に使用の本拠の位置を置くこと。
- ア 補助対象者が前条第 1 項第 1 号の場合は、申請者が有する事業所
 - イ 補助対象者が同項第 2 号の場合は、使用者が有する事業所
- (3) 架装については、神戸市が指定する表示を行い、水素を利用して走行している旨が示されること。

（補助対象経費）

第 6 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 補助対象車両の車両本体価格（未使用車両の改造費用及びその他環境省が補助対象と認める経費を含む。以下同じ。）
- (2) 補助対象車両のメンテナンス費用等（その他諸経費を含む。ただし、メンテナンス費用についてはリース契約等による導入に限る。以下同じ。）

（補助金の額等）

第 7 条 補助対象者に交付する補助金の額は、別表 1 のとおりとする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算出した金額の合計が当該年度の補助金の予算を超過する場合は、前項の規定にかかわらず補助金の額を減額して予算の範囲内で交付又は交付しないことができる。

(交付申請)

第 8 条 補助対象者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を補助対象車両 1 台ごとに、当該年度（補助対象事業を実施する年度をいう。以下同じ。）の 11 月 30 日（土日祝日の場合は、その前の開庁日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 環境省の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書等）の写し
- (3) 登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（補助対象者がリース事業者の場合は、リース事業者及び使用者のもの）の写し（発行後 3 か月以内のもの）
- (4) 見積書等（補助対象車両及びディーゼルトラック（同規模かつ同等仕様の 2015 年度燃費基準に適合したディーゼル自動車をいう。以下同じ。）について、車両本体価格が明記されているもの。リース契約等にあつては、補助対象車両及びディーゼルトラックの車両本体価格が確認できるもの。）の写し
- (5) 補助対象者がリース事業者の場合は、貸与料金の算定根拠明細書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、補助対象事業を実施する前に前項の書類を提出しなければならない。

(交付の決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知書（様式第 2 号）により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行なうため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行なうものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第 1 項の審査により補助金の交付が不適当であると認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第 10 条 補助対象者は、補助事業等の内容若しくは遂行計画又は補助事業等に要する経費の配分の変更（市長等の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を当該年度の 3 月 25 日（土日祝日はその前の開庁日）までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書（様式第 8 号）

- (2) 環境省の補助を受けたことを証する書類（交付額確定通知書等）
- (3) 補助対象者が第4条第1項第1号の場合は、購入契約書、注文書又は請書等の写し
- (4) 補助対象者が第4条第1項第2号の場合は、次に掲げる書類
 - ア 車両本体の購入に係る契約書又は領収書の写し
 - イ 自動車賃貸借契約書等の写し
- (5) 自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し
- (6) 補助対象車両の写真（神戸市が指定する表示を行い、水素を利用して走行している旨が確認できるもの）
- (7) 補助対象者が第4条第1項第2号の場合は、貸与料金の算定根拠明細書（第8条第1項第5号の書類の内容が変更する場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合するときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により、速やかに補助対象者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知後、速やかに補助金を補助対象者へ支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金規則第10条による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、補助対象者に対して、速やかにその旨を通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 補助対象者は、補助金の交付により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、第3項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、補助対象者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納入した場合は、この限りではない。

3 前項で規定する財産処分制限期間は、別表2に定める期間とする。

4 補助対象者は、第2項の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 財産処分承認申請書（様式第11号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 5 市長は、前項の申請に対し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を財産処分承認・不承認書（様式第 12 号）により補助対象者へ通知するものとする。
- 6 市長は、前項を承認するときは、交付した補助金のうち第 2 項の処分時から財産処分制限期間に相当する額を、市長が特に必要と認める場合を除き、期限を定めて返還させるものとする。
- 7 前項の処分時から財産処分制限期間に相当する額は、補助金交付額に、財産処分制限期間に対する残存日数（財産処分制限期間から経過日数を差し引いた日数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。
なお、1 年を 365 日で計算する。
- 8 前項の規定にかかわらず、契約期間中に支払金額が変動するリース契約等の場合は、本補助金が適用される期間の残存日数に相当する額を市長が決定するものとする。なお、1 年を 365 日で計算する。
- 9 市長は、財産の処分により利益が生じるときは、その利益の全部又は一部を交付した補助金額の範囲内で前項及び第 7 号の額に加算して市に納付させることができるものとする。

（帳簿の保存義務）

第 12 条 補助対象者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。

別表 1 補助金の額等（第 7 条関係）

区分	補助金の額	補助金の上限額
車両本体価格	$(A1 - B1 - C) \times 1/2$	1,250 万円
メンテナンス費用等※	$(A2 - B2) \times 1/2$	

※リース契約等による導入であって、車両本体価格に対する補助金の額が上限額に満たない場合に限り、車両本体価格に対する補助金の額に加算することができる。

- A1：補助対象車両の車両本体価格
- B1：ディーゼルトラックの車両本体価格
- C：環境省から交付を受ける補助金の額
- A2：補助対象車両のメンテナンス費用等
- B2：ディーゼルトラックのメンテナンス費用等

別表 2 財産処分制限期間（第 14 条関係）

区分	財産処分制限期間※
最大積載量が 2 t 超	交付決定の日から 4 年
上記以外	交付決定の日から 3 年

※自家用（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車を除く自動車）の場合は、区分に関わらず、財産処分制限期間を交付決定の日から 5 年とする。

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金交付申請書

年 月 日
受付日：

神戸市長宛

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者（補助対象者）

住 所	〒		
事業者名			
代表者名	(役職)	(代表者氏名)	
「日本標準産業分類※ ² 」における細分類 (リースの場合は車両の使用者の分類)	(分類コード(4桁))	(項目名)	

※2【参考】総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

(本申請に係る連絡先)

日中の連絡先			
E-mail			
住 所※ ³	〒		
担当者名※ ³	(部署)	(担当者氏名)	

※3 申請者と同じ場合は記入不要

(振込先口座)

金融機関名	銀行	支店
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他 ()	
口座番号		
口座名義※ ⁴	(フリガナ) (漢字)	

※4 口座名義は、補助対象者と同一の名義であること。

2. 補助事業に関する事項

補助対象事業の内容	別紙 燃料電池トラック導入予定書のとおり	
補助金交付申請額	金	円

添 付 書 類	(1) 環境省の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書等）の写し (2) 登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（補助対象者がリース事業者の場合は、リース事業者及び使用者のもの）の写し（発行後3か月以内のもの） (3) 見積書等（車両本体価格等が明記されているもの）の写し (4) 【リース事業者の場合】貸与料金の算定根拠明細書 (5) その他市長が必要と認める書類
---------	---

燃料電池トラック導入予定書

1. 補助対象車両の導入

購入・リースの別	☐ 購入 ☐ リース
使用の本拠の位置（予定）	神戸市 区
用途	☐ 貨物 ☐ その他（ ）
メーカー名・車名	
型式	
購入：購入予定年月日 リース契約：リース開始予定年月日	年 月 日
リース終了予定年月日 （リース契約の場合）	年 月 日
使用者の名称（リース契約の場合）	
使用者の住所（リース契約の場合）	

2. 補助対象事業に係る経費

燃料電池トラックの導入費用	円
【内訳】 ① 車両本体価格： 円 ② メンテナンス費用等： 円	
ディーゼルトラックの導入費用	円
【内訳】 ③ 車両本体価格： 円 ④ メンテナンス費用等： 円	
⑤ 環境省の補助金の額	円
補助金交付申請額※	(千円未満切り捨て、上限12,500,000円) 円

※ 補助金交付申請額は以下のとおり算出する。
 $(① - ③ - ⑤) \times 1/2$
ただし、補助上限額に満たない場合は、補助上限額を超えない範囲で以下の費用を加算する。
 $(② - ④) \times 1/2$

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸市燃料電池トラック普及促進補助金を交付することを決定し、補助金の額を確定したので下記のとおり通知します。

記

補助金等の交付対象事業及びその内容等	上記神戸市燃料電池トラック普及促進補助金交付申請書に記載のとおり
補助金の額	金 円
	【内訳】車両本体価格：金 円 メンテナンス費用等：金 円
交付の条件	・神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市燃料電池トラック普及促進補助金交付要綱を遵守すること。 ・本交付決定の内容について補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更が見込まれるときは、神戸市燃料電池トラック普及促進補助金交付要綱第10条に基づき変更承認申請書を市長に提出すること。 ・当該年度3月25日（土日祝日は、その前の開庁日）までに、補助対象車両の導入に係る費用について、環境省による補助金の交付額確定を受けること。

(公印省略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸市燃料電池トラック普及促進補助金に係る補助対象事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

2. その他

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金
交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

住 所	〒	
事業者名		
代表者名	(役職)	(代表者氏名)
連絡先	E-mail : 電話 :	
導入予定車両		
変更の内容		
変更の理由		
補助金の額	(円)	
	円	

※ 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金
補助事業中止（廃止）承認申請書

年	月	日
---	---	---

神戸市長宛

年	月	日	付	第	号
---	---	---	---	---	---

をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

住 所	〒	
事業者名		
代表者名	(役職)	(代表者氏名)
連絡先	E-mail : 電話 :	
導入予定車両		
中止(廃止)の理由		
中止(廃止)の 期日(期間)	年 月 日 (から 年 月 日までの間)	

※ 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で変更申請のあった事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助金の交付対象事業 及びその内容	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	交付決定通知書（ 年 月 日付第 号）の表中「交付の条件」のとおりとする。	
備考		

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金
補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で中止（廃止）申請のあった事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助金の交付対象事業 及びその内容	上記補助金補助事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止(廃止)の 期日(期間)	年 月 日（から 年 月 日までの間）
備考	

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金実績報告書

年	月	日
---	---	---

受付日：

神戸市長宛

年 月 日付 第 号 で交付決定のあった事業について、神戸市燃料電池トラック普及促進補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 申請者（補助対象者）

住 所	〒	
事業者名		
代表者名	(役職)	(代表者氏名)

(本申請に係る連絡先)

日中の連絡先		
E-mail		
住 所※	〒	
担当者名※	(部署)	(部署)

※ 申請者と同じ場合は記入不要

2. 補助事業に関する事項

補助事業の内容	別紙 燃料電池トラック導入報告書のとおり
補助金の額	交付決定額： 金 円
	実績に基づく額： 金 円
	【実績の内訳】車両本体価格： 円 メンテナンス費用等： 円
添付書類	(1) 環境省の補助を受けたことを証する書類（交付額確定通知書等） (2) 補助対象者がリース事業者以外の場合は、購入契約書、注文書又は請書等の写し (3) 補助対象者がリース事業者の場合は、次に掲げる書類 ア 車両本体の購入に係る契約書又は領収書の写し イ 自動車賃貸借契約書等の写し (4) 自動車検査証及び自動車検査登録事項の写し (5) 補助対象車両の写真（神戸市が指定する表示を行い、水素を利用して走行している旨が確認できるもの） (6) 補助対象者がリース事業者の場合は、貸与料金の算定根拠明細書（交付申請時から変更がある場合） (7) その他市長が必要と認める書類

燃料電池トラック導入報告書

1. 補助対象車両の導入

自動車登録番号	神戸
購入・リースの別	☐ 購入 ☐ リース
使用の本拠の位置	神戸市 区
用途	☐ 貨物 ☐ その他（ ）
メーカー名・車名	
型式	
自動車検査証の初度登録年月	年 月
購入：購入年月日 リース契約：リース開始年月日	年 月 日
購入：納車年月日 リース契約：リース終了年月日	年 月 日
使用者の名称（リース契約の場合）	
使用者の住所（リース契約の場合）	

2. 補助対象事業に係る経費

燃料電池トラックの導入費用	円
【内訳】 車両本体価格： 円 メンテナンス費用等： 円	
ディーゼルトラックの導入費用	円
【内訳】 車両本体価格： 円 メンテナンス費用等： 円	
環境省の補助金の額	円
補助金の額（実績）	(千円未満切り捨て、上限12,500,000円) 円

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号交付決定のあった事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額	金 円
	【内訳】 車両本体価格：金 円 メンテナンス費用等：金 円
特記事項	
備考	

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した事業について、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助金等の額	円
取消の理由	
その他	

神戸市長宛

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市燃料電池トラック普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので申請します。

記

1. 申請者

住 所	〒
事業者名	
代表者名	(役職) (代表者氏名)

2. 処分の詳細

処分する財産の明細 (メーカー名・車名、車台番号、補助金 交付決定時の自動車登録番号)	
処分の内容 (処分予定日、処分方法等)	
処分する理由	
その他必要な事項	
添付書類	・ 補助金額確定通知書の写し ・ その他市長が必要と認める書類

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

神戸市燃料電池トラック普及促進補助金に係る
財産処分（承認・不承認）書

年 月 日付で財産処分承認申請のあった神戸市燃料電池トラック普及促進補助金に係る
補助対象事業により取得した財産の処分を下記のとおり（承認します・不承認とします。）

記

処分する財産の明細	
処分の内容	
処分する理由	
その他必要な事項	
不承認とする理由	